

『ひゅーまん らいつ』第8号 (2021.12.22)

～いじめと人権～

「いじめは人権侵害」とよく言うのですが、いじめとは何か、どんな人権を侵害するのかなどについて、ご紹介いたします。

1. いじめの定義～いじめ防止対策推進法より～

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめはどんな人権を侵害するのか～日本国憲法より～

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

→日本国憲法は国民の「人格権」「幸福追求権」を保障し、いじめはそれを侵害するものと考えられます。

3. いじめはどんな法的対応がなされるのか

(1) 刑事法上

<ul style="list-style-type: none"> ○からだへの暴力、リンチ、殺人 暴行罪、傷害罪 死に至った場合、傷害致死罪 ○嫌がらせ（持ちものを隠す、壊す） 器物損壊罪、窃盗罪？ ○心への暴力（無視・仲間はずし、ネットいじめなど24時間の不安、あだ名、暴言、無理強いする、はやしたてるなど） 名誉毀損罪、侮辱罪 精神的に深刻な傷を負わせた場合は傷害罪 	<ul style="list-style-type: none"> ○金銭的ないじめ 恐喝罪 ○性的いじめ：裸にする、自慰の強要、レイプなど、男女問わず 強制わいせつ罪、強姦罪、強姦致傷罪 ○汚物いじめ：ゴキブリやウンチをさわらせる、食べさせるなど 強要罪、体調を壊した場合は傷害罪
--	---

※犯罪は以下の要件をすべて満たしたときに成立します。

- ① 刑事法規に該当すること。
- ② 違法性があること。法令や正当な業務による行為であったり、正当防衛だったり、とされる場合は違法性が阻却されるとされ、刑の減輕や免除の対象となります。
- ③ 責任能力があること。心神喪失または心神耗弱の状態にある者（刑法39条）や、14歳未満の者は罰しない（刑法41条）とされています。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai24/24siryou4.pdf>

(2) 民事法上～民法～

709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

いじめの被害者の保護者は、加害者の保護者、そして学校に対し、上記の条文を根拠に損害賠償の請求が

できる可能性があります。

いじめに限らず、人権侵害を受けた行為に対する責任を民事、刑事の両方の裁判で問う場合、民事裁判ではその行為の責任を認めても、刑事裁判では認めないことがあります。それは、民事裁判に比べて、刑事裁判のほうがその行為が犯罪の構成要件に完全に合致するか否かをより厳しく判断するためと考えられています。

4. いじめ問題について学校に求められる対処の在り方～いじめ防止対策推進法より～

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

5. いじめ問題解決の難しさ

(1) 「加害者」としての自覚のなさ

いじめの加害者には、被害者への行為はいじめだといってもピンと来ない児童生徒がいます。その理由には、加害者は被害者と遊んだだけ、被害者はその行為を楽しんでいたようなのでいじめだとは思わなかった、ということがあります。いじめの加害者として事情聴取をしても要領を得ないことがありますが、口裏を合わせているだけではなく、加害者としての自覚がない、ということもあり得ます。

(2) 「被害者」と名乗ることの難しさ

被害者の方も自分がいじめを受けたとは言い出せない事情があるようです。加害者とは友達でいやなことをされてもその関係は崩したくないとか、その行為をいじめと言えるのか自信がないとか、いじめと訴えたらいじめがひどくなるのではないかなどと逡巡するのだそうです。自分はいじめられっ子とは認めたくないというプライドもあるかもしれません。いじめの被害者と名乗り出るのは相当勇気がいることなのです。

(3) 周囲の在り方

加害者と被害者の他に周囲にも様々な立場があります。加害者に与するような立場をとる者もいれば、味方をするわけではないにしても、関わりたくない、止めに入って自分が被害者になるのはごめんだと思う者もいます。いじめを止めない周囲は加害者同然、とは言いますが、いじめを止めに入れば被害者の見方とみられ、いじめの対象となるかもしれないと心配することもあり得ます。周囲が止めたり通報したりするのも相当勇気がいることと推察できます。

6. いじめ防止のために人権教育

いじめの認知件数は一昨年（2019）度に過去最高を更新し（61万件余り）、特に小学校で増加傾向にあるといわれます。昨年度は減少していますが、安心できない状況にあるといわざるを得ません。

日本のいじめの特徴として、無視・仲間外しなどの陰湿ないじめが多いといわれます。背景には、集団に依存する国民性にあるとも言われます。いじめをしてはいけないとか、いじめを止めなければいけないといっても、集団の雰囲気によって、いじめをなくしたり止めたりすることはできない状況が児童生徒の中にあるのです。一方、欧米にもいじめはありますが、暴力・暴言などの見える形がいじめが多いようです。

多くの識者が言うことですが、集団への依存度を高める場の一つが学校であるといわれています。学校での指導が、意識するしないにかかわらず集団に合わせることを求めるものになっているということです。日本の人権に関する根幹を定めた日本国憲法は「個人の尊重」を原則とします。原則に従って、そして各種人権規定に沿って、今一度今実施している教育の在り方・内容を見直すことが、いじめ防止につながるのではないのでしょうか。

ご意見・ご感想をお寄せください。 hiroi4678@news.ed.jp